

池子小学校区住民自治協議会(池子住民協) 規約に関する細則

語句の定義

2022年4月1日

「構成員」…池子小学校区内に在住する者、支援団体・自治会・管理組合・各種団体及び法人等をいう。(図の灰色枠)

「会員」……協議会の構成員のうち、協議会の目的に賛同し参加する自治会、管理組合をいう。（図の水色枠）

「役員」……池子在住者で会員により選出され、住民協の運営に携わる者をいう。

「支援団体」……池子小学校区に活動の主体を置き、住民協を支援するする各種団体をいう。（図の黄色枠）

「逗子市包括団体」…逗子市全域で活動する協議会を支援する団体をいう。（団のみどり会社）

「住民協議会」……会員の意見のもと池子地区の生活の向上のために活動する分野別グループをいう。

現在、防犯、防災、福祉、広報、街づくりの五部会がある。（図の濃い青色枠）

